

令和8年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和8年2月26日から令和8年3月11日まで第1回定例会が町役場に招集された。

令和8年3月11日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高 久 敏 明	2番 五十嵐 孝 子	3番 目 黒 克 博
4番 物 江 政 博	5番 横 山 智 代	6番 小 畑 博 司
7番 佐 藤 宗 太	8番 五十嵐 正 康	9番 青 木 美貴子
10番 五十嵐 一 夫	11番 水 野 孝 一	12番 酒 井 育 子
13番 山 口 享	14番 赤 城 大 地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴 木 久	書 記	高 久 佳 菜
書 記	松 本 功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 秀 一
政策財務課長	長谷川 裕 一	生 活 課 長	五十嵐 隆 裕
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	渡 部 聡
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	五十嵐 利 彦
教 育 課 長	蓮 沼 英 樹	子 ど も 課 長	小 瀧 節 子
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、6番、小畑博司君、7番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎同意第1号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本件に対する質疑はありますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第1号「監査委員の選任について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、同意第1号「監査委員の選任について」は、これに同

意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本件に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
お諮りいたします。

本件は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、議案第6号「学校医等設置条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号「学校医等設置条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第7号「会津坂下町乳児等通園支援事業に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第7号「会津坂下町乳児等通園支援事業に関する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第8号「会津坂下町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第8号「会津坂下町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第10号「災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第10号「災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第11号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、議案第12号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、議案第13号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

いろんな項目があるんですけども、一つ、まずお聞きしたいのは、産業振興とか、そこだけにかかわらず、いろんなところに出ています交流人口対策とかですね。その中で、やはり坂下町を訪れた方が町なかに滞留して、長くとどまっていただいて、お金も使っていただく。そういった施策が必要だと思うんですが、今、郊外型のホテルというのを模索中だというようなこともいろいろ聞いていますが、町なかにシティホテル的なものを造らなければ、町に来た方が外に宿泊に行ってしまう。また、お盆とか正月、ゴールデンウイーク等の期間を利用して田舎に帰ってきたりしたときに、やはり宿泊する場所がないから坂下以外のところに行ってしまうというようなことがありますので、そういったことをいろいろ対策として何か、町のほうで今回の提案の中に、こういった部分については、どのように取り組む姿勢を考えているのか、お伺いいたします。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

お答えいたします。

宿泊施設につきましては、これまでもいろいろご質問等いただきまして、企業誘致の中の一つとして進めていきたいということで、今までもお答えしてきた経緯がございます。町なかのほうにつきましても、今後、中心市街地活性化の基本方針も定めまして、その中で、この町づくりの中心市街地を中心とした町づくりの中で、その一つとして検討していく必要があるかなというふうには考えております。ただ、やはり建物的にも大きくなれば、それだけの敷地も必要になるということで、様々な宿泊施設があるかと思えます。例えば、トレーラーハウスであったりとかという部分についても、いろんな宿泊施設の形態、そういったものを総合的に今後検討しながら、中心市街地というわけにいかどうか分かりませんが、町全体の中で宿泊施設の誘致については、今後も進めていきたいというふうに考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

いろいろ今は官のほうにお願いをして、いろいろ話しているんですが、官だけをお願いしてもなかなかできないことがあります。やっぱり官民一体となって取り組む必要があるかと思うんですが、民のほうには何か期待するものとか、こんなふうにしていろいろやっていただきたいとか、どういったところに、こういった取組をお願いするとか、そういったことは何かありますでしょうか。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

民間の方につきましては、それなりのスペシャリストだというふうに考えておりますので、ただ、そちらのほうにお願いをしていくにも、町としての基本的な考え方であるとか、そういったものが必要になってきますので、そういったものを今後も内部の中で検討しながら、民間の方々と協力しながら一体となって進めていけるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

22ページにおいて、地域における情報化ということで、ここに一番下の事業内容で、地方税電子化事業とかということがありますが、非常に税務台帳が、私、税務のほうにいろいろ行く機会が多いんですが、坂下町は非常に台帳の整備が遅れています。いわゆる課税客体がしっかりしていない。そういったやつについて把握するために取り組む必要があるかと思います。現にほかの町村ですと、もうすごく整備がなされているところがあります。こういったものについて、これから取り組むという、そういった計画が今回の中であるのかどうか、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

ありがとうございます。主に固定資産の関係だと思います。やはり非常にそういう意味では、GISを整備してから今まであまり更新がないということと、そういったシステムを導入していないということがあるので、非常に情報としては古いということで、そういったことを必要とされる方にはご迷惑をおかけしているというふうに感じております。

その中で、その必要なものということでの認識はあるんですが、どうしても導入費用が相当かかってしまうということがありますので、その辺は財政計画との整合性を図りながらやっていくということではありますが、今、DXを推進するという中で優先順位をつけながら取り組んでいきたいというふうに考えております。そういった課税情報の電子化については、ある程度財源があればできるんですが、現時点ではなかなか難しいと、正直言って難しいというふうに考えています。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

なかなか費用的なこともあるので難しいということは分かりました。今、大変職員についても任用職員などという制度ができましたので、一番はこういったことに精通している役場職員が退職したときに、この台帳整備について専門的に取りかかっていたかどうかというような、そういったことというのが一番いいんじゃないかと思うんです、もう精通しているわけですから。そういったことを提案するんですけども、そういったことを踏まえて、これから検討するような考えはないか、再度お願いします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

そういった人材の活用というのは非常に大切なことだと思いますので、貴重なご提言として今後の取組の一つの参考とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

現状分析の中だと思うんですけども、旧片門小学校、旧若宮小学校が利用されていないという記述ございます。体育館のことは書いていないんですけども、学校を利用していない。利用していないとか耐震がないので何かあったら困るということで使っていないだけであって、積極的な活用を図るなんていうことも言われたこともないし、どういう思いで、そういう記述をされたのか、お伺いしたいんです。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

旧小学校校舎、今、挙げられました片門小学校、それから若宮小学校につきましては、体育館につきましては、コミセンに附属するというような整理の中で、様々な団体の方に必要な限り使っていただいているというのが現状でございます。ここで申し上げましたのは校舎の部分ということでございます。議員おただしのとおり、老朽化も進んでおりますし、耐震の問題もございます。現状としましては、まあ、言い換えれば物置といえますか、物を置いておくとか、そういったふうな利用の仕方がせいぜいというところでございます。経年劣化によって危険性も増してくるというふうなことも含めまして、計画的に解体をしていくという計画を立てているところでございます。

町としては使っていただきたいのに、例えば住民や団体の方々がなかなか使っていないと、そういうような意味合いではなく、現状として、そういう現状ですので、町の保有財産、今10%削減していくというような目標も掲げながらおりますので、財政計画との整合を図りながら計画的に解体をしていく。具体的な計画も立てておりますので、今後も随時その辺の予算計上であったり、ご説明というのはさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

移住・定住について伺いますが、町に人口対策として、魚で言えば鮭のように回帰させるというようなことをさせるためには、例えばいろんな世代の人たちの集まりを利用して、町のPR、また町に住みやすい、町に定住しないかとか、そういったことの勧誘をしていただきたいと思うんですが、その中で一つとして、一番早いのは成人式のときがあるんですが、成人式のときには、まだ町から離れたばかりですので、あまりそういったことは難しいかもしれませんが、ただ、その後に同級会であるとか、そういったことが出てくる。ただ、節目のときに、四十二の厄年であるとか、六十の還暦であるとか、そういったことがありますので、そういったところを利用して、この移住の勧誘をするというような、そういったお考えもいいのかと思うんですが、取り組む考えなどあるかどうか伺いたします。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

ご提案ありがとうございます。以前から五十嵐議員からは、そういった同級会であったり、そういった同年代の方の集まりというのを非常にいまだに続けていらっしゃる方々もいらっしゃるし、節目節目で皆さん坂下に戻ってきて集まられて飲食を伴って楽しい時間を過ごす、こういった機会を逃す手はないというような切り口のご提案をいただいていたところでございます。当時、何か飲食店の振興も含めて、何かそういった補助金とか、そういうのもどうだというようなご提案もいただいて、そのときには、なかなか実行に移せないでいったわけですが、ただいまのご提案によりますと、やはりそういった機を捉えて情報発信であるとかPRであるとか、町の取組を積極的に伝えていったらどうかというご提案だというふうに受け止めたので、それは大変いい機会だというふうに思いますので、情報収集しながら、そういったところに適切な情報発信ができますように取り組んでまいりたいと、そのように、今、お考えをいただきました。ありがとうございます。

◎議長（赤城大地君）

その他ございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号から議案第20号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、予算特別委員会に付託しておきました議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」から議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議案第14号 令和8年度会津坂下町一般会計予算

議案第15号 令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和8年度会津坂下町介護保険特別会計予算

議案第17号 令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第19号 令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算

議案第20号 令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算

◎議長（赤城大地君）

議案の審査経過及び結果について、予算特別委員会委員長からの報告を求めます。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子予算特別委員会委員長。

◎9番（青木美貴子君）（登壇）

予算特別委員会より報告いたします。

3月6日金曜日、議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」の1件を原案の

とおり可決されました。なお、修正案が出されました。

3月9日月曜日、議案第15号「令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」から議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの6件を審査いたしました。原案のとおり可決されました。

◎議長（赤城大地君）

これより、予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

議案第14号から議案第20号までに対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず、議案第14号「一般会計予算について」質問をいたします。

委員長報告では、中身について全然触れていませんが、どのような修正案が出されて、どのような審査経過を踏まえたのか、詳細についてお伺いいたします。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

それでは修正案の内容について説明いたします。

学校給食費の件で、小学校の分までは無料ということで、中学校まで無料化するべきではないかという修正案を出されましたが、否決されました。そういう内容です。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

修正案について、賛否を問うたわけですが、修正案に賛成した数は幾らだったのか、お伺いいたします。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9 番、青木美貴子君。

◎ 9 番（青木美貴子君）

修正案に賛成された方は 2 名の方でした。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は 1 件ごとに行います。

初めに、議案第 14 号「令和 8 年度会津坂下町一般会計予算」について、まず反対の討論の発言を許します。討論はありませんか。

◎10 番（五十嵐一夫君）

議長、10 番。

◎議長（赤城大地君）

10 番、五十嵐一夫君。

◎10 番（五十嵐一夫君）

私は、令和 8 年度一般会計予算について反対の立場から討論を申し上げます。

本予算案は、予算特別委員会において賛成多数で可決、採決されました。この予算案には、私と賛同者で修正案を提出いたしました。その修正案は、中学校と幼稚園の児童、園児の給食費を無償化するというものでした。なぜ無償化を提出したか。まず小学校の無償化。国の政策により無償化の見通しですので、町も無償化を提案したものです。保護者から見れば、同じ義務教育学校教育の公平性の観点から給食費を町は無償化に取り組むべきとの提案であります。国の動向、各政党の動きを見ますと、近い将来、完全無償化になると予測します。無償化に乗り遅れてしまいます。坂下町が早く無償化に取り組まないと、坂下町は子育て支援の一環、給食費の無償化に取り組まなかった自治体と世間に好ましくない印象を与えイメージダウンであります。

南会津町では、本 3 月議会に給食費の完全無償化が提案されています。議員の皆さんはご存じでしょうか。財源については、財政調整基金を取り崩したり、ふるさと納税寄附も堅調であるという財源の裏づけも示しました。しかし、修正案は否決されました。

給食費無償化についての私と賛同者の提案は、2 年前の町議会選挙における公約。学校給食の無償化を第一に掲げて当選した 2 名の議員の公約を後押しする提案でありました。また、安心して子供を産み育てられる無料化の推奨を図ってまいります。

子供が安心して育てられる町づくりを公約に掲げた議員もいらっしゃいます。この公約には、給食費の無償化は入っていないのでしょうか。入っていないと言えば、それま

です。その議員に1票を投じた多くの有権者は、給食費の無償化にも取り組んでくれると託して投票したのではないのでしょうか。私と賛同者は、給食費無償化を目指す、これらの議員の公約実現のために提案したのであります。ありがとうございますと感謝してほしいのです。なぜ賛成しなかったのか、大いに疑問と不信を感じる議案審査の結果でした。

私は申し上げます。給食費無償化を一丁目一番地の公約に明確に掲げて修正案に賛成しなかった議員は、自分自身の進退を問えと言います。公約を忘れた議員は山に捨てるか、小藪にいけるか、むちでぶつか、そんなことは今の世の中パワハラのこともあり、できません。本日終了後の情報交換会で語り合い、公約を思い出してください。思い出しても、もう遅いのです。思い出さなかったら早く去ってください。

有権者、町民をなめてはいかんぜよ。今回の予算委員会における給食費無償化の修正案の提案には、議員の意思表示をいただき、議員の資質をうかがい知ることができた大変価値ある審査と結果でした。給食費の無償化の修正案が否決されましたが、私は町民の願い、希望に沿った提案であったと誇りに思います。修正案を本議会の議案審議に提案できなかったことは残念でありました。子育て支援における町のイメージアップに貢献する、大変感謝される提案でありましたが、否決された以上、本予算案に反対するものです。

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口享君。

◎13番（山口 享君）

私は、当初予算に賛成の立場から討論申し上げます。

人口減少による人手不足やベースアップなどによる人件費の増加、円安などの影響、さらには、最近ではイラン戦争による原油価格の上昇など物価高騰が続き、社会経済活動に大きな影響を及ぼしています。また、制度改正による暫定税率や環境性能割の廃止など、古川町長並びに職員の皆様におかれましては、先行きの見えない、見通せない状況の中での予算編成となり、大変ご苦労されたかと思います。特に政策財務課の方々は夜遅くまで勤務され、大変ご苦労されたかと思います。このような厳しい状況下の中で、起債の抑制や財政調整基金への確保に努め、将来を見据えた財政健全化を着実に進められていることに対し、改めて敬意を表したいと思います。

令和8年度当初予算の内容を見ますと、令和7年度作成の第六次会津坂下町振興計画実施計画において位置づけられた重点事項の柱として、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け積極的に取り組む姿勢が示された予算編成となっていることも評価したいと思います。町民全員に坂下応援商品券配付事業は、特に評価する事業であると思っています。町にとっての重要事項は、

住民サービスの維持、向上に努めていくことであり、第六次振興計画に掲げられた将来像へ着実に進んでいただくことを要望いたしまして、本案への賛成討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

次に反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

次に賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

令和8年度会津坂下町一般会計予算におおむね賛同しているという立場から賛成討論をさせていただきます。

去る3月6日10時から開催されました予算特別委員会、令和8年度会津坂下町一般会計予算（案）に対し、同僚議員に賛同し修正案を提出させていただきました。修正案では、子育て支援のさらなる充実を実現するために、中学生と幼稚園児の給食費無償化を財政調整基金を活用し取り組んでいただきたいとするものでありました。当町では、給食支援といたしましては、物価高騰などによる材料費増を公費で賄ったりなど、およそ30%程度を補っている、負担している状況ですが、国による給食費の無償化は、令和8年4月から公立小学校に通う全ての児童を対象に、保護者の所得に関係なく全国一律で実施されます。月額5,200円程度を上限に、国2分の1、県2分の1負担というもので、当町でも小学生の給食費無償化が始まろうとしております。

専門家からは、国が栄養基準を定めている点、あるいは教育に食育を定めている点などから国の支援が必要であるという専門家も多数いらっしゃいます。私も国が責任を持ち給食費の支援をすることには賛成であります。今後、国は中学生が順次対象となる方針とのことでありますが、いつからかは明らかにされず、幼稚園児への方針が示されていないのは、公平性の観点からも残念でなりません。

当町におきましては、次年度、国の対象外であります中学生と幼稚園児の給食費に関しましても、小学生の給食費無償化のみならず、子育て支援の一環として、町が率先して給食の質を保ちながら取り組んでいただきたいと願い、修正案の賛同者となりました。残念ながら予算特別委員会では、賛成少数で否決され、それがかなわないのは残念でなりません。

今後、子育て支援の議論が深められ、給食費以外にも子育て支援のなお一層の充実に努められ、子育て世代から選ばれる会津坂下町になることを切に望みます。修正案の給

食費無償化以外には、おおむね賛同しているという立場から賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

佐藤宗太君に申し上げます。議案不可分の原則により、予算の一部を反対ということはできませんが、そのような趣旨の討論だったということでよろしいでしょうか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

おおむね賛同ということで、賛同するということで捉えていただければと思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

今年度の会津坂下町一般会計予算につきましては、ほんと多くの子育て支援だったり、妊産婦への支援だったり、産業育成であったり、多くのメニューが盛り込まれており、頑張っているなというふうに思います。

ただ、その中にあります水道の未給水地区への支援というのが、これも水質検査であったり、あるいは浄化装置であったり、井戸を掘る予算であったりということがあるんですけども、でも住み続けられることを、それで担保できるかと言ったら、なかなかそうはなっていないと。本当に長い間の袋原地区の思いはあると思います。軒数もどんどん減っていると思いますけれども、私ばかりでなく、古川町長も、ここにいる議員の皆さんも、ずっと気にかけていることだと思います。必要としている人がたとえ10軒になったとしても、やっぱりこれを実現してやるという強い思いを持って事業の執行にしっかりと当たっていただきたい。

予算特別委員会の中では棄民なんていう言葉を使って、民を見捨てるというような意味ですけども、そんなことにつながらないように、そういうふうに受け取られないように、ぜひとも、たとえ一人でも救っていくんだという地方自治の本分を忘れずに執行していただくことを念じまして賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

実は私自身が今回のこの議案を審議するに当たりまして、常任委員会での質疑だったり、特別委員会の質疑でも申し上げましたが、非常にしっくりこない。違和感がずっとありました。なぜなのかということですけども、国民健康保険特別会計予算の中に子ども・子育て支援金の保険料というのが含まれている。子ども・子育て支援事業があるならば、きちんとした予算を立ててやればいいだけであって、何で国民健康保険の中に組み込まれるのか、同時にもう一つありますけれども、こんなばかげた予算はないと思います。国民健康保険は目的税でありますから、国民は被用者保険、それから後期高齢にはまらない人が頼りにする健康保険であって、そのための税を納めています。徴収しています。なぜ、そこに子ども・子育て支援金というのが入ってくるのか。こんなでたらめな税の取り方というのは、今まではなかったと思います。

私が心配するのは、こんなことは、やっぱり地方自治体を試しているんじゃないか。地方議会の議員を試しているんじゃないかと思うんです。これがそのまま通れば、介護保険だって軍事費に転用できてしまうわけですね。中には自衛隊の皆さんの処遇がまだまだ悪いと、何とかしなくちゃいけないという意見を持っている方もいっぱいいらっしゃる

やいます。そういう名前ではないにしろ、安全保障支援金だとかというふうに入ってくれば、分からないうちにそういうふう、何のことか分からないのに入り込んでくることが起きるのではないかというふうにもものすごく心配をするところでもあります。

一方で、議案の7号、8号については、その実施の関係の条例でございますので、別に反対はしませんでした。これに係る事業の予算というのは、そこで組まれるべきであって、健康保険などのところに紛れ込ませるという大変国民をばかにしたやり方だなというふうに思わざるを得ないし、これには反対していくしかないなというふうに思います。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

先ほど同僚の議員からも出ておりますが、この子ども・子育て支援、これについては、この4月から開始されるということで今回出てまいりましたが、少子化対策の財源として医療保険料に上乗せして徴収するという、これ、今までにない、今までこんな形で出てきたようなものは、先ほどの同僚議員と同じように、なかったわけですね。それで、これは独身であれ、それから子育てを終わった世代の人たちであれ、多くの人たちに広く負担を求めるものです。さらに企業負担もあります。中には、その中の、これも子ども・子育て支援事業の中の1%が、ある筋によれば軍事費にも回る。そんな話まで出ております。

これからの子供を育てる意味では、広くいろんな財源が必要だということは分かりますが、今回のこの子ども・子育て支援事業が、この国保関係の中に組み込まれる。そして、それについても、多くの国民が知らないでいる方、そういう方たちが大変多くいらっしゃると思います。どうして、これがこんな形で出てくるのか。私も、とっても違和感というよりも憤りを感じております。このたびのこの国民健康保険特別会計予算、私はそういう立場から反対といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は、本案に賛成の立場から申し上げます。

ただいま申し上げた子ども・子育て支援事業補助金なるものは、前年度も490万円ありました。今年度は503万円ですね。それで、前年度に引き続いて行う。これは説明のときは、システム改修で10分の10が国庫の補助金という形で説明があったわけです。ですから、これは説明の国庫の補助金でシステムの改修でありますから、この子育ての何かの事業に今すぐやるということではないというふうに私は理解していますので、こういった形でしたら私は何ら異議を唱えることはありませんので、賛成といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号「令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「令和8年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についての討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号「令和8年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

先ほどの討論の内容とほぼ同じなんですけども、今、これから国民健康保険などとともに6月本算定に向け事業が進むだろうと思います。その中で、今は後期高齢ですけど、これ、こども家庭庁が出している資料だそうです。これによりますと、こういう支援金、子ども・子育て支援金の保険料をいただくけれども、実質的な負担はありませんと書いてあるんです。信じられるでしょうか。新しい財源を生み出さなくてはできるわけがないですよ。そうでなければ、医療費をどこかで大きく削るとか、何かしなければできないはずなのに、そういう言い方をしていると。

町はしっかりと去年から物価高騰対策として、水道料の基本料減免、何か月もずっと続けて、1軒につき2万円も3万円もなっていると思います。また、6月には商品券も1人1万5,000円とやると決めました。でも、これ、焼け石に水になっちゃうんじゃないかと自分は心配しているんです。一体何を考えているんだろうか。後期高齢者の方は、ぽこっと今亡くなる方もいるかもしれない。そんな方も含めてお金を出しなさいよという話なんですよ。

私らも国民健康保険でかかるときに、初診料はもちろんですが、再診の負担も増えます。後期高齢の方々は1割負担がだんだん減って2割、3割負担が増えてくる。そんなことも皆さんご存じのとおりなんですけど、いかにもそんなことはない、負担が増えるなんてことはないよみたいな宣伝がされて、これは別に担当の五十嵐課長が独断でこんなことをつくったわけでも何でもなくて、古川町長がつくれと言った。それは国の流れでやらざるを得ないということは分かりますので、本人たちを責めているような感じに受け止められるかもしれないですけども、自治体もしっかりと態度を示さないと駄目じゃないかというふうに思うんですよ。議会としても、しっかりとこれは、こんな税金の取り方があるかということを言っていないと、発信していないと駄目だと思います。

よって、今回の議案第17号「令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について反対の意見といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

この後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

先ほどと同じような形になりますが、今回のこの子ども・子育て支援についてですが、これはどんな形で使われるのかという中に、こども誰でも通園制度、それから児童手当の拡充、そして、高校生年代までそれを延長し、さらに所得制限の撤廃などという形に出ておりますが、そういう形で出てくるのが、どうしてこれが、先ほど来の国民健康保険税もそうですし、そして、このたびのこの後期高齢者医療特別会計予算、これだって後期高齢になっている方たち、それだけでなく今は後期高齢の人たちは病院に行くことさえはばかられ、そして、それをなるべく行かないような形ということで、どんどん医療控えが進んでいます。

そんな中、さらにこの中に上乗せして、これを求めるということ自体、大変おかしい話だと思いますし、そういうことによって、私は、この議案第17号「令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」に対して反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号「令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会

計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号「令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することと賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「令和8年度会津坂下町水道事業会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号「令和8年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することと賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

再開を11時10分といたします。(午前10時59分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。(午前11時10分)

◎議案第21号から議案第28号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、議案第21号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改定について」から、議案第28号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」までを一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議案第21号 会津坂下町都市計画マスタープランの一部改定について

議案第22号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）

議案第23号 令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第24号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第25号 令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第26号 令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）

議案第28号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

まず、議案第21号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第21号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改定について」ご説明申し上げます。

会津坂下町都市計画マスタープランの一部を次のように改定するため、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の改定は、令和7年第1回定例会において、建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針が可決されたことを受け、建て替え位置を現位置周辺から旧坂下厚生総合病院跡地に変更するため、また、会津坂下町中心市街地活性化基本方針の策定に伴い、中心市街地の活性化を図るべく無電柱化を推進するため、所要の改定を行うものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表で、ご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改定前、左の「新」が改定後であり、下線部が改定箇所であります。

1ページをご覧ください。

第6章地域別構想、地域区分と地域の概要の坂下、主な公共公益施設中「町民体育館」と「坂下高等学校」を削除いたします。

次に、第1節、坂下地域、1、地域の概況と課題の（1）地域の概況の都市機能・基盤整備中、高等学校「2校」を「1校」に改めます。

次に、（2）主要な地域整備の課題のその他の都市施設整備中「現在のコンパクトな都市構造を維持できるよう、現位置周辺で建て替える」を「会津西部地域の中核としての機能を果たすべく、アクセス機能に優れ来庁しやすい幹線道路に面した旧坂下厚生総合病院跡地で建替え、防災の拠点とする」に改め、「老朽化した坂下厚生総合病院を建替える必要があります」を「老朽化した坂下厚生総合病院を建替える必要があります。

（令和3年8月完了）」に改めて、「会津坂下消防署を建替える必要があります」を「会津坂下消防署を建替える必要があります。（平成31年4月完了）」に改めます。

次に、2、将来構想の（2）地域のまちづくりの方針、1）土地利用の方針、①都市的土地利用地の中心商業業務地中「空き店舗の活用や商業施設の適切な建替え誘導により」を「空き店舗の活用や商業施設の適切な建替え誘導により、また、無電柱化による車中心から人中心の空間へと転換を図り、大通りの空間確保とともに、良好な景観の形成を図り」に改め、3）その他の整備方針中「老朽化した役場庁舎※7の建替えを、現位置周辺で検討・推進します」を、「老朽化した役場庁舎※7の建替えを推進します」に改め、坂下地域構想図中「※7役場庁舎の建替え位置、現位置周辺」を、「※7役

役場庁舎の建替え位置、旧坂下厚生総合病院跡地」に改めるものであります。
以上説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第22号について説明を求めます。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第22号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額を4億2,206万5,000円増額し、予算の総額を107億306万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものです。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」によるとするものです。

第3条、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」によるとするものです。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費について、ご説明いたします。

翌年度へ繰り越す事業は7事業であり、事業費総額は2億7,066万4,000円となります。まず、役場新庁舎建設事業599万5,000円は、新庁舎建設基本計画の策定支援で、計画内容について新庁舎建設検討委員会での議論を深めており、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものでございます。完了は令和8年7月を予定しております。

次に、戸籍総合システム更改事業184万8,000円は、昨年12月に成立した国の補正予算により実施するもので、戸籍附票へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修で、システムベンダーの改修等が間に合わず、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は令和8年6月を予定しております。

次に、物価高対応子育て応援手当事業127万3,000円は、昨年12月に成立した国の補正予算により実施するもので、3月31日出産分までが対象であり、4月申請となったものについては翌年度事業とすることから、次年度に繰り越すものでございます。完了は、令和8年5月を予定しております。

次に、ため池改修事業5,158万9,000円は蟹沢ため池の廃止工事で、仮設道路の造成に関して盛土規制法に関する農林事務所との協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は令和8年8月を予定しております。

次に、令和7年2月大雪農業災害特別対策事業1億2,574万7,000円は、大雪により被害を受けた農業者への支援で、パイプハウス取扱業者への依頼が急増し、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は令和8年10月を予定しております。

次に、中小企業・小規模事業者支援事業5,000万円は、民間事業者の新規ビジネスを支援するもので、ワイナリー等の施設整備を予定していましたが、資材高騰で設計変更などが必要となり、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は令和8年8月を予定しております。

次に、坂下東第一土地区画整理事業（一般会計繰出）3,421万2,000円は、年度内に移転完了予定でありましたが、設計並びに業者選定に不測の期間を要したことや幹線排水路敷設工事において、軟弱地盤のため土留め作業など安全対策が必要となったことなどにより、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すものです。完了は令和8年9月を予定しております。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正について、ご説明いたします。今回の補正では、追加が1件、廃止が1件、変更が5件です。

まず、追加及び廃止となる新庁舎建設事業は、旧坂下厚生総合病院跡地の一部を新庁舎建設用地として取得するため借入れを予定していましたが、より有利な利率の借入れとするため福島県振興基金2億1,900万円を追加し、一般単独事業債2億1,900万円を廃止するものでございます。

次に、変更となる子育て支援事業は、過疎対策事業債の限度額確定により90万円減額するものです。

次に、町道改良整備事業は、阿賀川線や坂下南幹線の舗装整備工事の実績見込みにより1,100万円減額するものです。

次に、橋梁整備事業は、袋原大橋橋梁補修工事費の確定により100万円減額するものです。

7ページをご覧ください。

次に、消防施設整備事業は、県情報通信ネットワーク更新に係る工事負担金の確定により70万円減額するものです。

義務教育施設等整備事業は、坂下東小学校屋根等改修工事費の確定により400万円減額するものです。

以上、7件で、合計1,760万円の減額となります。

次に、事項別明細書について、ご説明申し上げます。事項別明細書の1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額102億8,100万1,000円、補正額4億2,206万5,000円の増、補正後の額107億306万6,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後

の額につきましては歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が9,086万1,000円の減、地方債が1,760万円の減、その他特定財源が3億8,982万7,000円の増、一般財源が1億4,069万9,000円の増であります。

3ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について、ご説明いたします。

1款1項1目個人町民税から4目町たばこ税までは、徴収率増の見込みから収入額を増額するものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金、補正額3,192万8,000円の増は交付額の確定により増額するものです。

10款1項1目地方交付税、補正額3,705万9,000円の増は、文化財保護事業や有害鳥獣駆除、移住・定住対策、コミュニティセンターの運営支援に要した経費の算定において見込額より配分額が増加したことによるものでございます。

4ページをご覧ください。

12款2項2目民生費負担金、補正額57万9,000円の減は、まず2節の通常保育料は、実績見込みにより39万3,000円の増。放課後児童健全育成事業は実績見込みにより97万2,000円の減となります。4目教育費負担金、補正額85万1,000円の増は、2節の学校給食分は休校等に伴う喫食数の減により396万6,000円の減。学校給食試食会等分は、試食会喫食数の増などにより76万6,000円の増。湯川村学校給食業務受託料は、施設運営に伴う経費が増えたことなどにより405万1,000円の増となります。

13款2項2目衛生手数料、補正額10万円の増は、ごみ袋販売手数料や環境センター直接搬入手数料の実績により増額するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額948万8,000円の増は、まず1節障害児施設給付費等負担金は、放課後等デイサービス利用者の増などで292万円の増。4節の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の改定により640万円の増。子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり時間数の増などにより16万8,000円増額するものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額134万8,000円の増は、まず社会保障・税番号制度補助金は、会計年度任用職員の人件費など交付対象経費の減により50万円の減。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍附票へ旧氏及び振仮名を記載するためのシステム改修により184万8,000円増額するもので、補助率は10分の10です。

2目民生費国庫補助金、補正額3,644万8,000円の減は、まず1節は、補助基準額の確定により261万6,000円の減。5ページをご覧ください。3節は、定額減税不足額給付の事業費確定により3,452万6,000円の減。8節は、会津権利擁護・成年後見センター委託事業に対する補助金で、内示により69万4,000円の増となります。

3目衛生費国庫補助金、補正額63万2,000円の減は、合併浄化槽設置の実績により減額するものです。

4目土木費国庫補助金、補正額1,259万3,000円の減は、まず1節は、除雪事業や橋梁点検、交通安全対策事業の交付額確定により64万1,000円の増。2節は、住宅改修・耐

震診断事業の交付額確定により1,323万4,000円の減となります。

5目教育費国庫補助金、補正額39万4,000円の増は、まず1節の医療施設運営費等補助金（歯科疾患予防）は、制度改正による補助金上限の改定により9,000円の減。医療施設運営費等補助金（歯科健診）は、歯科健診事業の完了により3万円の減。2節及び3節は対象者の確定による減。4節は文化財調査活用事業補助金の事業費確定により増額するものです。

3項2目民生費国庫委託金、補正額19万6,000円の増は、国民年金法施行令等の一部改正に伴うシステム改修費を増額するものです。

6ページをご覧ください。

15款1項1目総務費県負担金、補正額260万円の増は、個人町民税の収入見込額の増に伴い県民税徴収取扱費を増額するものです。

2目民生費県負担金、補正額507万5,000円の減は、まず1節は、軽減対象者の減により324万円の減。2節は、放課後等デイサービス利用者増などにより146万1,000円の増。3節は、軽減対象者の減に伴い399万3,000円の減。4節は、対象児の減により6万1,000円の減。7節の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の改定により73万9,000円の増。子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり時間数の増などにより8万4,000円の増。8節は、事業費見込みにより県負担金が確定したことにより6万5,000円減額をするものです。

2項1目総務費県補助金、補正額822万8,000円の減は、まず7節は、移住・定住推進事業の事業費確定により137万8,000円の減。8節は、空き家改修事業の実績により685万円減額をするものです。

2目民生費県補助金、補正額102万3,000円の減は、まず1節は、補助基準額の確定により130万7,000円の減。3節のふくしま多子世帯保育料軽減事業補助金は、対象者数の増により7万2,000円の増。施設型給付費地方単独費用補助金は、実績見込みにより21万2,000円増額するものです。

7ページをご覧ください。

3目衛生費県補助金、補正額164万6,000円の減は、合併浄化槽設置の実績により減額するものです。

4目農林水産業費県補助金、補正額3,176万1,000円の減は、各補助事業の実績確定により減額するものです。

5目商工費県補助金、補正額95万9,000円の減は、電子機器を用いて行うeスポーツコーナーなどの設置事業を予定しておりましたが、県補助事業の不採択により減額するものです。

6目土木費県補助金、補正額3万9,000円の減は、木造住宅耐震診断促進事業の実績確定により減額するものです。

7目教育費県補助金、補正額241万7,000円の減は、まず1節は、児童生徒の学習用タブレットの更新完了に伴い145万7,000円の減。3節は、中学校部活動指導員について、補助申請取下げにより減額するものです。

3 項 1 目総務費県委託金、補正額406万6,000円の減は、参議院議員選挙費の確定により減額するものです。

16款 1 項 2 目利子及び配当金、補正額36万1,000円の増は、令和 7 年度繰替運用に伴う利子分で31万9,000円の増。廃棄物処理施設整備基金の金利上昇に伴い 4 万2,000円増額するものです。

8 ページをご覧ください。

2 項 1 目不動産売却収入、補正額1,800万5,000円の増は、坂下東第一土地区画整理事業地内の土地売却により増額するものです。

17款 1 項 1 目一般寄附金、補正額100万円の増は、一般寄附 1 件分による増です。

3 目企業版ふるさと納税寄附金、補正額100万円の増は、1 社から寄附いただいたもので、寄附を受けた年度に実施する事業に充当する必要があるため、役場新庁舎建設事業に充当いたします。

18款 1 項 2 目行政センター建設整備基金繰入金、補正額 3 億7,856万円の増は、まず企業版ふるさと納税寄附金の充当に伴う繰入調整で100万円の減。次に、新庁舎建設事業費の確定に伴う繰入調整で2,044万円の減。次に、年度末の現金不足を補うため、繰替運用の財源として 4 億円を繰り入れするもので、返済は令和 8 年 4 月27日を予定しております。

20款 3 項 4 目雑入、補正額635万9,000円の減は、まず、後期高齢者健康診査委託料は、集団健診受診者数の確定により16万4,000円の減。袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金は、袋原大橋の橋梁補修工事費の確定に伴い53万1,000円の減。重度心身障害者医療費返還金は、医療費の現物給付による高額療養費該当分の返還金で215万7,000円の増。コミュニティ助成事業は、コミュニティバスの購入を予定しておりましたが、期限までの納入が間に合わないため、申請取下げにより910万円の減。過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び過年度子どものための教育・保育給付費県負担金は、令和 6 年度実績の確定により増額するものです。農地集積協力金返還金は、農地貸付の契約途中で、農地を売買したことによる返還金で32万4,000円増額するものです。

21款町債につきましては、第 3 表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が 1 件、廃止が 1 件、変更が 5 件です。町債の総額は1,760万円減の 4 億6,040万円となります。なお、長期財政計画で定めた特殊事情分を除く町債の総額は 2 億4,140万円で、毎年度の起債上限 3 億円以内であります。

10ページをご覧ください。

3、歳出について、ご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額103万円の減は、まず 8 節の費用弁償は、支給実績により10万円の減。研修旅費は研修欠席者分で20万円の減。10節の印刷製本費は「議会だより」の発行ページ数の減により60万円の減。自動車修繕は執行見込みにより減額するものです。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額1,713万2,000円の減は、まず 4 節は執行見込みにより830万円の減。7 節は行政区の世帯数確定により23万2,000円の減。10節から13節は執

行見込みによる補正となります。

2 目文書広報費、補正額80万円の減は、「広報あいづばんげ」の発行ページ数の調整により減額するものです。

4 目会計管理費、補正額215万8,000円の減は、令和6年10月からの振込手数料の有料化に伴うもので、実績見込みにより減額するものです。

5 目財産管理費、補正額6億6,146万1,000円の増は、まず積立金（元金）の廃棄物処理施設整備基金は、ごみ袋販売手数料や環境センター直接搬入手数料の実績による増。行政センター建設基金は、新庁舎建設に向けた積立てで1億3,000万円の増。繰替運用の元金返済分の積立てで4億円を増額するもので、基金残高は13億3,404万7,000円となります。

11ページをご覧ください。

財政調整基金は、一般寄附金1件分100万円及び本補正予算の剰余金3,000万円を積み立てするもので、基金残高は11億9,823万5,000円となります。

公共施設整備基金は、坂下東第一地区土地区画整理事業地内の土地の売却金1,800万5,000円、及び本補正予算の剰余金8,199万5,000円を積み立てするもので、基金残高は2億7,258万8,000円となります。

次に、積立金（利子）の廃棄物処理施設整備基金は、金利の引上げにより増額するものです。

次に、行政センター建設基金は、繰替運用の返済に伴う利子分を増額するものであります。

6 目企画費、補正額736万1,000円の増は、まず1節は審議会を開催しなかったため10万1,000円の減。17節はコミュニティバスの購入を予定しておりましたが、年度内に購入できないことにより1台分482万9,000円の減。18節の市町村生活バス路線運行負担金は、負担額の確定により293万7,000円の減。「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業負担金は、施設修繕工事費の確定により50万6,000円増額するものです。

8 目電算管理費、補正額43万9,000円の増は、昨年12月からマイナ保険証へ完全移行し、保険資格情報の確認が必要となったことから、読み取り端末の導入費用を増額するものです。

9 目過疎対策費、補正額2,401万6,000円の減は、まず1節及び4節は、新たな地域おこし協力隊の採用がなかったことによる減。10節及び12節は、婚活イベント、移住モニターツアーの実績に伴う減。13節は使用実績による減。18節の空き家改修等支援事業補助金及び地域おこし協力隊起業支援補助金は実績による減。地域おこし協力隊活動支援補助金は、新たな地域おこし協力隊の採用がなかったことにより減額するものです。

12ページをご覧ください。

10 目新庁舎建設費、補正額2,035万8,000円の減は、まず1節は、新庁舎建設検討委員会の開催回数増により8万2,000円の増。12節は事業費確定に伴い減額するものです。

2 項1 目税務総務費、補正額81万9,000円の減は、まず2 節は職員の育児休業取得による減。3 節は住居手当非該当による減。18節は住民税や法人税などの電子納付に係る

共同収納手数料負担金で、利用実績により26万1,000円減額するものです。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額134万8,000円の増は、まず4 節は会計年度任用職員 2 名減により50万円の減。12 節は戸籍附票へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修で184万8,000円増額するものです。

4 項 3 目会津坂下町長選挙費、補正額365万円の減は、選挙執行額の確定によるものです。

13ページをご覧ください。

4 目参議院議員通常選挙費、補正額307万2,000円の減は、選挙執行額の確定によるものです。

14ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額3,103万1,000円の減は、まず2 節の一般職給料は、職員の育児休業取得により225万4,000円の減。

15ページをご覧ください。

2 節の保健師から4 節までは、会計年度任用職員をフルタイムからパートタイムに変更したことにより減額するものです。12 節は、後期高齢者健康診査の事業費確定による減。18 節の県後期高齢者医療広域連合負担金は、健康診査事業の実績に伴い6 万9,000 円の増。後期高齢者医療療養給付費負担金は、負担金額の確定に伴い1,210万円の増。27 節は特別会計への繰出金で、まず国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定は、軽減世帯数の減などによる減。未就学児均等割保険税及び産前産後保険税は、実績確定に伴う減。財政安定化支援は、軽減対象者の減に伴う減。その他は、子供等の医療費無償化分で実績見込みにより減額するものです。後期高齢者医療特別会計繰出金の職員給与等は、郵便料の実績により7 万8,000円の増。保険基盤安定繰出は、軽減対象者の減に伴い431万8,000円の減。介護保険特別会計繰出金の介護給付費繰出は、給付見込みにより1,451万円減額するものです。

2 目障がい者福祉費、補正額226万1,000円の増は、まず12 節の地域活動支援センター事業は利用日数の減により60万8,000円の減。相談支援は、時間数減の見込みにより136 万円減額するものです。19 節の地域生活支援事業は、利用回数等の減により182万4,000 円の減。障がい児給付費は、放課後等デイサービス利用者の増などにより583万8,000 円の増。22 節の過年度返還金は、高額介護合算療養費等の算定根拠となった医療費に重度心身障がい者医療費該当分があった場合、県補助金相当額を返還するもので21万5,000 円を計上しました。

3 目老人福祉費、補正額20万円の減は、転出・死亡などによる長寿祝金該当者の減により減額するものです。

16ページをご覧ください。

4 目国民年金費、補正額19万7,000円の増は、まず12 節は国民年金法施行令等の一部改正に伴うシステム改修費で19万6,000円の増。22 節は令和 6 年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の確定により返還金を増額するものです。

5 目臨時福祉給付費、補正額3,393万9,000円の減は、令和 6 年度に実施した定額減税

において減税し切れなかった方などを対象とした不足額給付で、事業費確定により減額するものです。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額68万2,000円の減は、まず8 節は、研修受講の実績により13万7,000円の減。12 節は、子育て短期支援の利用実績減の見込みにより61万7,000円の減。18 節は、事業対象者数の増により7 万2,000円増額するものです。

2 目児童措置費、補正額800万円の減は、児童手当の支払見込みにより減額するものです。

17ページをご覧ください。

4 目児童福祉施設費、補正額439万9,000円の減は、1 節は、会計年度任用職員2 名の配置替えにより480万円の減。2 節の一般職給料は、職員の育児休業取得及び1 名退職により488万円の減。保育補助は1 名退職により61万7,000円の減。保育士は無給休暇の取得に伴い17万5,000円の減。3 節は、職員の育児休業取得による減。10 節は、使用実績により10万円の減。12 節は、年度途中の退所や土曜日利用者が少なかったことにより220万円の減。18 節は、広域入所や公定価格の改定により1,136万3,000円増額するものです。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額561万9,000円の減は、まず2 節及び3 節は、職員の育児休業取得による減。12 節は健康管理システムの標準化遅延による保守料金の減により101万4,000円の減。18 節は救急安心センターの利用実績により18万9,000円減額するものです。

2 目予防費、補正額1,515万6,000円の減は、まず12 節の産後ケア事業は利用見込みの減により61万3,000円の減。

18ページをご覧ください。

健康診査は、がん検診受診者数の減により272万2,000円の減。予防接種は新型コロナウイルスワクチン接種者数の減により1,200万円の減。19 節の妊娠検査費助成金は、検査費用が見込みより減となったことにより26万円の減。妊活応援助成金は見込み人数の減により12万2,000円の減。22 節は、令和6 年度産後ケア事業の実績確定による国への返還金56万1,000円を計上するものです。

3 目環境衛生費、補正額542万7,000円の減は、まず合併処理浄化槽設置整備補助金は実績により518万4,000円の減。アメリカシロヒトリ防除補助金は実績により24万3,000円の減となります。

4 目斎苑管理運営費、補正額66万円の減は、会津西部斎苑管理運営事業費の確定により減額するものです。

2 項 1 目塵芥し尿処理費、補正額1,150万3,000円の減は、まず7 節は資源ごみ回収実績による減。11 節は廃棄物収集・運搬手数料の実績による減。12 節は資源物分別処理委託の確定により減額するものです。

5 款 1 項 1 目労働諸費、補正額31万5,000円の減は、まず県勤労者互助会連絡協議会負担金は、実績により1 万5,000円の減。雇用促進対策費補助金は、新規雇用実績が見込みより少なかったことにより30万円減額するものです。

19ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、補正額25万9,000円の減は、タブレット端末の不具合により通信契約ができなかったことにより減額するものです。

2目農業総務費、補正額225万7,000円の減は、まず2節は職員の育児休業取得による減。18節は農事組合事業補助金に係る事業費確定により25万7,000円の減となります。

3目農業振興費、補正額3,168万6,000円の減は、まず18節の水田農業改革支援事業補助金は、地域農業再生協議会の事業費確定により433万8,000円の減。環境保全型農業直接支払事業補助金は実績による減。地域担い手育成支援事業補助金は融資を受けることを条件に農業用機械の購入に係る補助金で、実績により1,749万6,000円の減。産地パワーアップ事業補助金は、導入する農業用機械の確定により537万1,000円の減。先進的技術導入推進事業補助金は、事業執行見込みにより20万円の減。地域計画担い手確保支援事業補助金は、導入機械の確定により49万4,000円の減。被害木撤去支援事業補助金は、昨年発生した大雪災害により被害を受けた樹木撤去の実績により350万4,000円の減。22節は、農地貸付の契約途中で農地を売買したことによる返還金で32万4,000円を計上しました。

5目農地費、補正額705万1,000円の減は、まず10節は使用量の実績により10万円の減。11節は盛土許可申請がないため全額減。14節の農村公園遊具撤去工事は事業費確定により35万2,000円の減。道路修繕は樋渡区の農道ガードレール修繕完了により23万1,000円の減。18節の県営ため池等整備事業負担金は、県で工事中の大窪ため池の追加工事により37万8,000円の増。農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金は、高寺揚水場の追加工事により312万円の増。農村未給水地区生活用水確保事業補助金は補助実績見込みにより40万円の減。

20ページをご覧ください。

干害応急対策事業補助金は、昨年夏の干害対応に係る補助金で、実績確定により578万5,000円の減。多面的機能支払交付金事業補助金は、認定を受けた農用地面積の減などにより350万円の減。国営造成水利施設管理強化事業補助金は、国営幹線水路の事業費確定により10万9,000円の減となります。

7款1項2目商工業振興費、補正額189万8,000円の減は、まず7節及び8節は、県補助事業の不採択により減額するものです。10節は事業費の確定に伴う減。12節の町物産PRはPR店舗の火災により事業実施ができなかったため41万7,000円の減。集客イベントの運営は県補助事業の不採択により77万円の減となります。

3目観光費、補正額155万6,000円の減は、まず12節は除草委託回数が減ったことにより128万9,000円の減。13節は国有林を活用した事業費の確定により減となります。

8款2項1目道路維持費、補正額5,648万7,000円の増は、まず12節は防雪柵設置及び撤去の事業費確定に伴う減。13節は1月の除雪が想定以上の稼働となったため、本年度事業の執行見込みにより6,208万3,000円を増額するものです。21節は町道整備工事に伴う電柱移転補償費が移転不要となったことから全額減するものです。

21ページをご覧ください。

2 目道路新設改良費、補正額388万円の減は、北裏通り線の道路工事が当初予定していた箇所まで伸びなかったことや、牛川村中線の電力柱及びN T T柱の移転で想定より費用がかからなかったことなどにより減額するものです。

3 目街路灯費、補正額88万8,000円の増は、街路灯の交換などで修繕料が不足することから増額するものです。

5 目橋りょう新設改良費、補正額864万5,000円の減は、まず12節は国土交通省令に基づく点検で事業費確定により315万円の減。14節は袋原大橋橋梁補修工事の執行見込みにより500万円の減。21節は電柱移転の完了により減額をするものです。

4 項2 目土地区画整理費、補正額6 万5,000円の減は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、事業費の確定により減額するものです。

5 項1 目住宅管理費、補正額2,159万3,000円の減は、まず14節は古町川尻団地7号・8号棟の給水等改修工事などで、事業執行見込みにより2,000万円の減。18節は空き家解体補助金の申請件数減により159万3,000円の減となります。

22ページをご覧ください。

9 款1 項1 目非常備消防費、補正額143万5,000円の減は、まず10節は幹部用被服の更新完了により81万7,000円の減。18節は県情報通信ネットワーク更新の工事負担金の確定により61万8,000円減額するものです。

2 目消防施設費、補正額389万1,000円の減は、舟渡区の防火水槽撤去工事を予定していましたが、設計内容の変更が必要となり工事を延期することとなったため減額するものです。

10 款1 項2 目事務局費は財源内訳の補正で、子供のむし歯対策事業で国の制度改正により国庫補助金が減額したことによるものです。

2 項1 目小学校費の学校管理費、補正額347万9,000円の減は、まず10節の電気料は執行見込みによる増。施設修繕は南小学校の屋外時計の交換、東・南小学校のプール循環ろ過装置の修繕による増。11節は利用者数の減により70万円の減。14節は坂下東小学校屋根等改修工事及び坂下南小学校パソコン教室空調機器交換工事などの執行見込みにより351万6,000円の減となります。

2 目小学校費の教育振興費、補正額123万円の減は、まず13節は冬期間の校外学習を中止したことによる減。19節は対象者の減により減額をするものです。

23ページをご覧ください。

3 項1 目中学校費の学校管理費、補正額217万9,000円の減は、まず10節は執行見込みにより22万1,000円の増。11節は自転車通学者の冬期バス利用が少なかったことにより減額するものです。

2 目中学校費の教育振興費、補正額275万2,000円の減は、まず11節は家庭でのタブレット利用で使用するモバイル回線が12月に料金改定があったことにより3万円の増。13節は冬期間の校外学習を中止したことによる減。17節は学習用タブレット端末の更新完了により222万2,000円の減。19節は対象者の減により減額するものです。

4 項1 目幼稚園費、補正額186万9,000円の減は、2 節及び3 節は職員の休職による減。

12節は執行見込みにより76万9,000円減額するものです。

5項5目指定文化財管理費は財源内訳の補正で、国庫補助金の文化財調査活用事業補助金の額の確定に伴う補正となります。

24ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費、補正額96万円の減は、中学校における部活動指導員について事業を実施できなかったため全額減。

2目学校給食費は財源内訳の補正となります。

11款1項2目林業施設災害復旧費、補正額14万5,000円の減は、昨年の大雪で崩落した天屋林道などの復旧工事完了による減となります。

12款1項2目利子、補正額31万9,000円の増は、繰替運用に係る利子を増額するものです。

最後に、14款1項1目予備費、補正額717万8,000円の減は、歳入歳出額の調整で、これにより予備費の総額は3,794万4,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時55分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

次に、議案第23号から議案第25号まで説明を求めます。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

まず議案第23号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,356万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,976万2,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、主に歳入については、交付金の交付申請や実績報告に係る額の決定、歳出については各種事業費等の精査に係る補正です。

事項別明細書により、ご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず歳入ですが、3款国庫支出金から8款諸収入まで、合計1億4,356万6,000円を減額し、歳入合計を17億6,976万2,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、合計1億4,356万6,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の17億6,976万2,000円にしたいとするものです。財源内訳は、国県支出金が1億2,570万4,000円の減。一般財源が1,786万2,000円の減となります。

3ページをご覧ください。

これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、3款1項3目子ども・子育て支援事業費補助金492万3,000円の減は、子ども・子育て支援制度に係るシステム改修を翌年度に見送ることになったことによるものです。

4款1項1目保健給付費等交付金1億2,078万1,000円の減は、各交付金の交付見込額がそれぞれ決定したことによるものです。

5款1項1目利子及び配当金13万7,000円の増は利率の上昇によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金1,808万5,000円の減は、主に各交付金の交付申請額の決定及び経費の見込額の精査によるものです。

4ページをご覧ください。

8款2項1目預金利子8万6,000円の増は、利率の上昇によるものです。

5ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費484万6,000円の減は、子ども・子育て支援制度に係るシステム改修を翌年度に見送ることとなったことによるものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費8,426万円の減、2目一般被保険者療養費36万6,000円の増、及び3目審査支払手数料16万1,000円の増は、医療費の見込額の精査によるものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費4,468万5,000円の減も同様に医療費の見込額の精査によるものです。

6ページをご覧ください。

2款3項1目一般被保険者移送費3万9,000円の増は、給付申請に伴い予算額に不足が生じたことによるものです。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、交付金の額の確定による財源内訳の補正です。

5款1項1目特定健康診査等事業費65万7,000円の減は、受診見込み数等の減に伴い健診に係る経費を減額するものです。

5款2項2目疾病予防費は交付金の額の確定による財源内訳の補正です。

5 款 3 項 2 目保健指導事業費501万3,000円の減は、予定していた保健師の確保ができなかったことにより、7 ページにかけての person 費を減額するものです。

5 款 3 項 3 目健康教育等事業費は、交付金の額の確定による財源内訳の補正です。

6 款 1 項 1 目国保基金積立金13万7,000円の増は、利率上昇に伴い利子積立金を増額するものです。

8 款 1 項 3 目その他償還金12万3,000円の増は、令和 6 年度の社会保障・税番号制度システム整備等補助金の額の確定に伴う超過交付分の返還分です。

9 款 1 項 1 目予備費493万1,000円の減は歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

次に、議案第24号「令和 7 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 7 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,356万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,755万1,000円としたいとするものです。

同条第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。今回の補正は、主に交付金や負担金及び給付費の見込額の変更に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1 の総括としまして、まず歳入ですが、3 款国庫支出金から 7 款繰入金まで、合計 8,356万9,000円を減額し、歳入合計を23億5,755万1,000円としたいとするものです。

2 ページをご覧ください。

次に歳出ですが、2 款保険給付費から 6 款予備費まで、合計8,356万9,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の23億5,755万1,000円としたいとするものです。財源内訳は、国県支出金が3,772万7,000円の減、その他の財源として社会保険支払基金が3,133万2,000円の減、一般財源が1,451万円の減となります。

3 ページをご覧ください。

これ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、3 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金2,308万2,000円の減。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金3,133万2,000円の減。

5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金1,464万5,000円の減は、それぞれ実績見込額の変更によるものです。

7 款 1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金1,451万円の減は、歳出の 2 款保険給付費の町負担分12.5%分の減によるものです。

4 ページをご覧ください。

3の歳出ですが、2款1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費5,540万4,000円の減。2目地域密着型サービス給付費4,794万8,000円の減。3目施設介護サービス給付費430万5,000円の増は、それぞれ実績見込額の変更によるものです。4目居宅介護福祉用具購入費は財源内訳の補正です。5目居宅介護住宅改修費51万7,000円の減は実績見込額の減によるものです。6目居宅介護サービス計画費994万2,000円の減は利用件数の減によるものです。

2款2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費226万4,000円の減は実績見込額の減によるものです。

5ページをご覧ください。

2目地域密着型介護予防サービス給付費から4目介護予防住宅改修費までは財源内訳の補正です。5目介護予防サービス計画給付費12万2,000円の減は実績見込額の減によるものです。

2款3項1目審査支払手数料7万3,000円の減は実績見込額の減によるものです。

2款4項1目高額介護サービス費289万1,000円の増は、自己負担額を超える施設介護サービス給付の増加など実績見込額の増によるものです。

6ページをご覧ください。

2款5項1目高額医療合算介護サービス費は財源内訳の補正です。

2款7項1目特定入所者介護サービス費699万4,000円の減は、利用件数の減によるものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金4,999万9,000円の増は、主に被保険者の所得増加による介護保険料の歳入増、及び要介護1から3の被保険者数が第9期計画上の想定数を下回ったことによる歳出の減などによるものです。

6款1項1目予備費1,750万円の減は歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

次に、議案第25号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ295万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,986万円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。今回の補正は、主に被保険者の異動による保険料見込額の変更、及び保険基盤安定対策による繰入金額の変更に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料から3款繰入金まで、合計295万8,000円を減額し、歳入合計を2億4,986万円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1款総務費から4款予備費まで、合計295万8,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の2億4,986万円にしたいとするものです。

3ページをご覧ください。

これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料、1節特別徴収保険料231万円の減は、被保険者の死亡や普通徴収への移行による減。2節普通徴収保険料502万6,000円の増は、新規被保険者の増及び特別徴収からの移行によるものです。

3款1項1目子ども・子育て支援事業補助金151万8,000円の減は、子ども・子育て支援制度に係るシステム改修を翌年度に見送りにしたことによるものです。

4款1項1目事務費繰入金7万8,000円の増は、職員給与費等繰入金のうち郵便料の増、及びシステム改修の見送りに伴う委託料の減、一体的実施事業に係る分析業務委託料の額の確定によるものです。2目保険基盤安定繰入金431万8,000円の減は、額の確定によるものです。

6款3項1目預金利子8万4,000円の増は利率の上昇によるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費149万1,000円の減は、11節役務費の郵便料の増、及び12節委託料のシステム改修の見送りに伴う減、及び一体的実施事業に係る分析業務委託料の額の確定による減によるものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金160万2,000円の減は、保険料の変更、及び保険基盤安定負担金の額の確定によるものです。

4款1項1目予備費13万5,000円の増は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第26号から議案第28号まで説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

次に、議案第26号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ4,233万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,785万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表 繰越明許費」によりたいというものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査、並びに、国の1次補正予算の追加執行に伴う建物等調査算定業務委託料を計上したものであります。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費であります。

1款1項、事業名は「坂下東第一地区土地地区画整理事業」でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を7,237万8,000円にしたいというものであります。繰越しの理由といたしまして、12節委託料の建物等調査については、国の1次補正予算に伴うものであり、年度内の契約及び完了が見込めないことから1,050万円を繰り越すものであります。なお、繰り越す期間につきましては令和8年9月を予定しているところであります。

次に、14節工事請負費の幹線排水路敷設工事については、現地が軟弱地盤で付近に住宅があるため、土留め作業や安全対策に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないことから2,741万3,000円を繰り越すものであります。なお、繰り越す期間につきましては令和8年6月を予定しているところであります。

次に、21節補償、補填及び賠償金の建物等移転については、設計や建築業者の選定に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないため3,446万5,000円を繰り越すものであります。なお、繰り越す期間につきましては令和8年9月を予定しているところであります。

4ページをお開きください。

第3表、地方債補正であります。

公共事業等債につきましては、事業費の減に伴い2,110万円を減額したいというものであります。なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1、総括、歳入であります。

1 款国庫支出金から 5 款町債まで、補正額が4,233万2,000円の減となり、補正後の歳入合計は1億9,785万円となります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款事業費について、補正額が4,233万2,000円の減となり、補正後の歳出合計は1億9,785万円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として、国県支出金が2,116万7,000円の減、地方債が2,110万円の減、一般財源が6万5,000円の減となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金2,116万7,000円の減は、国庫補助金の確定によるものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金6万5,000円の減は、事業費の確定によるものであります。

5 款 1 項 1 目土木債2,110万円の減は、補助対象事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 目坂下東第一地区事業費は4,233万2,000円の減であります。内訳としまして、12節委託料1,000万円の増は、国の1次補正予算の内示に伴う建物等調査算定業務委託費を計上したことによるものであります。14節工事請負費520万円の減は、幹線排水路敷設工事に係る変更見込額の精査によるものであります。21節補償、補填及び賠償金4,713万2,000円の減は、国庫補助金の減額に伴い、移転補償件数が5件から2件に減ったことによるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第27号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億8,569万1,000円に280万円を追加し、4億8,849万1,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億8,562万4,000円から866万1,000円を減額し、4億7,696万3,000円にしたいというものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億6,200万3,000円の補填財源を、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額589万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,610万5,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額6,316万6,000円に2,441万9,000円を追加し、8,758万5,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額2億2,954万6,000円に2,004万2,000円を追加し、2億4,958万8,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。上水道施設整備事業債の借入限度額を2,480万円増額し、6,430万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前に同じであります。今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1ページをご覧ください。

実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前のマイナス4,181万2,011円に2,500万1,000円を追加し、マイナス6,681万3,011円となり、資金期末残高は7億9,475万6,412円となります。

4ページをお開きください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。

予算明細書であります。

収益的収入、1款1項3目その他の営業収益120万円の増は、新規加入件数の増や口径変更の申込みによるものであります。2項1目受取利息及び配当金160万円の増は、普通預金及び定期預金利率の引上げによるものであります。

収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費11万8,000円の減は、17節委託料でありまして、浄水施設の施設管理業務の精査によるものであります。2目配水及び給水費は28万9,000円の減であります。

内訳としまして、12節燃料費10万円の減は支出見込額の精査によるものであります。29節負担金18万9,000円の減は、会津若松市上下水道局に対する水道施設台帳システム構築業務委託に係る事務負担金の確定によるものであります。4目総係費20万円の減は、15節通信運搬費でありまして、郵便料の精査によるものであります。6目資産減耗費30万9,000円の減は、気多宮配水池電気設備更新工事に伴う既存設備撤去費の確定によるものであります。

2項2目雑支出の50万円の減は、53節その他雑支出でありまして、過年度還付金及び雑支出の精査によるものであります。3目消費税及び地方消費税724万5,000円の減は、今回の収入及び支出の予算額を基に試算した結果、減になる見込みとなりました。

6 ページをお開きください。

資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債2,480万円の増は、起債対象事業費の増によるものであります。

3 項 1 目他会計負担金300万円の増は、2 節特別会計負担金でありまして、下水道事業施行区域内の水道管移設補償の増額によるものであります。

6 項 1 目国庫補助金338万1,000円の減は、国庫補助額の確定によるものであります。

資本的支出、1 款 1 項 3 目固定資産購入費571万8,000円の減は、4 節機械及び装置でありまして、気多宮配水池電気設備更新工事及び水道施設台帳システム構築業務の確定によるものであります。5 目負担金3,667万9,000円の増は、管路DB整備事業負担金の増によるものであります。

3 項 1 目長期貸付金1,091万9,000円の減は、下水道事業会計に対する貸付金の精査によるものであります。

7 ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入4 億8,849万1,000円、収益的支出4 億7,696万3,000円、差引税込当期純利益1,152万8,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額589万8,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税30万7,000円を差し引き、税抜当期純利益532万3,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）であります。資本的収入8,758万5,000円、資本的支出2 億4,958万8,000円、不足額1 億6,200万3,000円となるところであります。なお、不足額の補填財源につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第28号「令和7 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5 号）」について、ご説明申し上げます。

第1 条、令和7 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2 条、令和7 年度会津坂下町下水道事業会計予算第3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1 款下水道事業収益を、既決予定額4 億1,954万1,000円に3,998万7,000円を追加し、4 億5,952万8,000円にしたいというものであります。

第1 款下水道事業費用を、既決予定額4 億74万5,000円に3,155万5,000円を追加し、4 億3,230万円にしたいというものであります。

第3 条では、予算第4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,946万3,000円の補填財源を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,932万円に改めたいというものであります。

第1 款資本的収入を、既決予定額5 億3,944万7,000円から1,384万5,000円を減額し、

5億2,560万2,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額6億3,891万円から1,384万5,000円を減額し、6億2,506万5,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。公共下水道整備事業債の起債限度額を4,380万円増額し2億8,720万円に、資本費平準化債（農業集落排水事業）の起債限度額を10万円減額し1,180万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前に同じであります。今回の補正は事業費確定及び精査によるものを計上したものであります。

1ページをお開きください。

実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の1億6,083万4,333円から2,821万6,000円を減額し、1億3,261万8,333円となり、資金期末残高は1億9,064万6,593円となります。

4ページをご覧ください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをお開きください。

予算明細書であります。

収益的収入、1款1項3目受託工事収益3,667万9,000円の増は、水道事業会計からの管路DB整備事業負担金を計上したことによるものであります。

2項5目消費税及び地方消費税還付金330万8,000円の増は、今回の収入及び支出の予算額を基に試算した結果、増となりました。

収益的支出、1款1項1目管渠費242万円の減は、17節委託料でありまして、事業費の確定によるものであります。2目処理場費は429万4,000円の減であります。内訳としまして、7節旅費14万4,000円の減は精査によるものであります。20節修繕費500万円の減は事業費の確定によるものであります。24節動力費85万円の増は高圧電力に係る基本料金及び電力料金単価の引上げによるものであります。3目受託工事費3,667万9,000円の増は、水道事業会計分の管路DB整備事業工事費を計上したことによるものであります。5目総係費30万2,000円の減は、19節賃借料でありまして、支出見込額の精査によるものであります。

2項1目支払利息189万2,000円の増は、39節企業債利息でありまして、借入金額及び借入利率の確定によるものであります。

6ページをご覧ください。

資本的収入、1款1項1目企業債4,370万円の増は、補助事業を単独事業へ振り替えた管渠埋設工事に対する起債として公共下水道整備事業債4,380万円の増。資本費平準化債（農業集落排水事業）10万円の減は借入額の確定によるものであります。

3 項 2 目受益者負担金299万6,000円の減は、令和 7 年度新規賦課件数及び賦課額の確定によるものであります。

6 項 1 目国庫補助金4,363万円の減は国庫補助額の確定によるものであります。

7 項 1 目他会計借入金1,091万9,000円の減は、資本的支出に対する資金として水道事業会計からの借入金を精査したことによるものであります。

資本的支出、1 款 1 項 1 目事務費27万2,000円の減は、9 節報償費でありまして、受益者負担金前納報奨金件数の確定によるものであります。2 目管渠整備事業費は1,093万9,000円の減であります。

内訳としまして、17節委託料643万9,000円の減は、管渠埋設工事などに伴う工事設計費の確定によるものであります。28節補償金300万円の増は、町道北裏通り線管渠埋設工事において水道管移設に対して追加補償が発生したことによるものであります。48節工事請負費750万円の減は、管渠埋設工事費の確定によるものであります。5 目処理場改良事業費244万円の減は、坂下東浄化センターのブローアー工事を翌年度に変更したこと、及び坂下西・坂下東浄化センターの各種改修工事費の確定によるものであります。6 目固定資産購入費19万4,000円の減は、展示用デザインマンホール作成に係る費用の確定によるものであります。

7 ページをお開きください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入4 億5,952万8,000円、収益的支出4 億3,230万円、差引税込当期純利益2,722万8,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,573万3,000円を差し引き、税抜当期純利益149万5,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)であります。資本的収入5 億2,560万2,000円、資本的支出6 億2,506万5,000円、不足額9,946万3,000円となるところであります。

なお、不足額の補填財源につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1 件ごとに行います。

まず、議案第21号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改定について」質疑に入ります。質疑はありますか。

◎10番(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番(五十嵐一夫君)

今日、全協で頂いた資料のほうに分かりやすいので、そっちを見ます。そちらの65ページというところで、赤で書いてあるところね。老朽化した役場庁舎をということで、アクセス機能に優れ来庁しやすい幹線道路に面した旧坂下厚生総合病院跡地に建て替え、防災の拠点とすることということですが、今現在計画しているやつをちょっと拝見しますと、防災に絡んで道路計画というものが、南幹線と都市計画道路の鉄砲町のところ、非常に交差が鋭角的になって、それから中のほうに入っていくような形で計画しているんですが、この防災拠点とするには、非常に道路というのが大事なんですが、そういった防災と道路の関係については、どのように精査されて考えたのか、お伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これまでの庁舎の検討委員会等々でもいろいろ議論されてきた部分でございますけれども、まずもって第一点は、先ほど説明させていただいたとおり、幹線道路、いわゆる幅員20メートルの道路に面しているという部分でございます。防災拠点でございますので、いろんな災害発生時に必要な措置を取るような形になろうかと思います。

特に一番危惧されるのは、やはり地震でございます。皆様ご承知のとおり、会津盆地には会津西縁断層、すぐ坂下も走っておりますし、直下型の地震が起これば、それこそ甚大な被害が発生するだろうと。その際に、例えば関係機関、あるいは自衛隊等々の受入れをするに当たっては、ある程度幅員の広い道路に面した旧坂下厚生総合病院跡地が一番有利ではないかというようなことで、そのような議論がこれまでされてきたことを踏まえまして、今回それに沿ったような形の中で都市計画マスタープランのほうを改定させていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

道路計画については、ちょっと私も疑問がありますので、もう少し立ち止まって考える必要があるのではないかと、またいろんなところでお話したいと思います。

その69ページに赤字で無電柱化のことが謳っています。また、無電柱化による車中心から人中心の空間へと転換を図り、大通りの空間確保とともに良好な景観の形成を図りということですが、無電柱化にするには、先ほども発言もありましたけども、やっぱり物語というのは必要だと思うんです。その物語が通じるかどうか。

今回のこの計画では、坂下町がコンパクトに町の中で中心市街地を活性しながら行くという方向とは逆方向でスプロール化、町が分散化するという、そういったやり方だというふうに私は捉えているんですけども、こういった無電柱化をやるには、それなりの市街地の中の活性のためにいろいろやっていかなきゃいけないと思うんですが、そのコンパクトシティという国の施策はあるんですけども、そちらとは矛盾しながら、こういった無電柱化というのが、果たして実現に向かっていくことが可能なかどうか。掲げることは確かにそれはそれで結構です。無電柱化というのはいろんなところでやるということで、いろんなところでも計画していますけども、ここについての実際に可能なのか。非常に国のほうの施策と、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

全協でも説明をさせていただきましたけれども、まずは中心市街地活性化基本計画が策定されたというようなことでございまして、いわゆる役場が移転した際のこの跡地をどうするかと。そこで重点エリア等も設定されておりますし、物語を作る必要は当然ございますけれども、理想論から言えば、今の役場前の県道、会津坂下会津高田線、これ都市計画道路にも位置づけられております。ただ、現実的に今の道路幅員が10メートルから11メートル、計画幅員が12メートルだと思いますけれども、なかなか都市計画道路として整備するには当然それなりの予算も要しますし、時間も要するというようなことで、今の電柱がなくなれば歩行空間は、一定の歩行空間は確保できるというような考えもあって、できますれば当、然国、県、それから東北電力さん等々のご協力をいただいて無電柱化を進めていきたいというような部分でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私は、ずっと役場庁舎については今の現庁舎にあるべきということを主張してまいりましたので、ここにあるのが望ましい姿であるというふうに捉えておりますので、このマスタープランは庁舎が移転するというようなことの計画でありますので、ずっと反対していた以上、私はこのマスタープランについては反対をいたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改定について」、採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

5ページの第2表繰越明許費でございますが、特に、ため池改修事業とか区画整理事業の工事になりますけれども、当初よりかなり工期が延びてきます。その中で当然現場管理費もかかったり、資材も人件費も燃料費とかも高騰していますが、その辺を繰り越すことによって、その辺の対応というのは何かあるんでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

多少の変更は当然出てきます。特別会計のほうで説明させていただきましたけれども、かなり現場の湧水が激しくて、なおかつ住宅がすぐ近くにあるというようなことで、今の進め方は特に土留めをせずに開削工法ですずっとやってきてはおったんですが、必ず矢板を打って土留めをしなければちょっと危険だと、安全性が担保されないというようなことで、これから３月末にかけて変更契約を締結する予定であります。その分を見込んで特別会計のほうで、見込んだ上での補正を補正予算として計上させていただきましたので、繰り越すことによってトータルの予算が増えはしますけれども、それもある程度予定している範囲の中だということなのでご理解いただければと存じます。

◎１番（高久敏明君）

議長、１番。

◎議長（赤城大地君）

１番、高久敏明君。

◎１番（高久敏明君）

ちょっと質問の仕方がよく分からなかったのかなと思うんですが、同じ工事量をやるのであれば、多分期間が長くなれば、その分現場管理費もかかってきますし、その間に相当、今、物価も高騰しているし人件費も上がってくる、燃料費も上がってくる、資材も高騰してなかなか入らないみたいな話もありますけど。非常に同じ工事量をやるのであれば、ちょっと無理があるんじゃないかなということで、例えば単価の補正をして増額するとか、そういった対応があるのかどうかという話なんです。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

県単価が変われば、その時点で補正をかけて変更契約というような流れになろうかと思えます。

◎１番（高久敏明君）

議長、１番。

◎議長（赤城大地君）

１番、高久敏明君。

◎１番（高久敏明君）

ぜひこの工程管理はすごく大事だと思うので、繰り越すするなということはない

んですが、やはりその間でできるように調整して終わらせるというのが理想かな、当初の工期どおりに終わらせるというのが理想かなと思います。そうでなければ、ちょっと現実問題として業者のほうの利益を少しずつ減らしながら業者のほうは何とか対処をしているというのは現状かと思うので、しっかり工程管理、これからも、繰越しに当たっても、しっかりこのとおりにできるように調整していただきたいというのと。やっぱり利益が上がらないで、場合によっては赤字ぎりぎりで見たいなのがあるとすれば、この坂下町の業者にとってもよくないですし、利益が出ることによってＩＣＴ施工とか、そういった未来への投資に使える、そういう業者がちゃんとしっかり育っていくというのが、坂下町全体にとってもすごくメリットだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんです。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

ありがとうございます。やはり大規模な工事になれば、当然、工程管理等々、随時、定期的に行って進捗管理するべきだというふうに感じております。当然地元業者でございますから、育成的な部分も含めて、そのような対応をしまいたいというふうに考えてございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

20ページの農林水産業費で多面的機能支払交付金事業補助金が350万円減額になっていまして、対象面積が減ったんだというご説明でした。多分30町歩ぐらいの結構大きな面積になると思うんですが、これ、全体的にそういうところがぽつぽつと散見、集約した結果なのか、あるいは大規模面積で一気に減ってしまったのか。お聞かせいただきたいと思います。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

今ほど議員おっしゃったとおり、かなりの面積の分に相当する額になります。当初予算編成の段階で面積の誤りがありまして、交付される面積と認定する面積ということで、これ別々になっておりまして、認定面積ということで試算をしたということから、そこに差が生じたということで少し大きい面積になったという結果でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

そうしますと、認定を受けていた多面的な組織というのが、結構350万円とぽんと返せということになると、運営上大変な問題も起きてしまうのかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

既に支出している、お支払いをしている集落活動組織への交付金につきましては、交付対象面積でもって交付をしておりますので、返還というものは生じないということになります。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

繰越明許費の中なんですけれども、商工費の中の中小企業の小規模事業の補助金の件で5,000万円、繰越明許に入るわけなんですけれども、これ、施設の整備ということで5,000万円、予算を取っていたんですね。物価高騰というようなことで繰越明許になるんですが、令和8年度の商工振興費の中の予算の中には入っていないような気がするんですが、令和8年度の中で、まだそういうことがあり得るのか。また計画に出ているのか。

このワイナリーの施設整備が可能なのかどうかをお伺いしたいと思います。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

この繰越しにつきましては、当初予算の中には入っていないんです。別管理という形になりますので、令和8年度の当初予算には入っておりません。ただ別に管理をして、執行管理をして、8年度の8月までには竣工を目指して、竣工が終わりましたら交付をしていくということになります。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

私がお聞きしたいのは、令和8年度の予算は予算なんですけど、この繰越明許費の5,000万円は分かりますよ、繰り越しするということは。ただ令和8年度の事業計画の中で予算化が全然されていないのね、商工振興費の中に。だから、まだ令和8年度の中で施設の整備と一緒に何か計画をされて本当に可能なのかどうかと私はお聞きしたいんですけど。繰越明許費の5,000万円は繰越明許しますよと。だけど8年度にまた新たに予算をしている、予算の増というのかな、してから施設の整備が可能なのかなとすごい思う。発酵文化のまちづくりをしていくんだということでワイナリーの設備の整備をしたいということなんだけど、それがなり得るのかなと私はお聞きしているんだけど、言っていることとあれかな、考えていること、違うのか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

ご指摘ありがとうございます。こちらの5,000万円の繰越しにつきましては、とある企業さんがワイナリー等を造設して事業を起こしたいと。それが総務省に認められて補助金来ると。その補助金額と、言い換えれば、そういう金額になります。工事が施工にならなかったのも、説明のとおり繰り越しさせていただくということで、総工費の中で、この5,000万円の補助金が当該企業さんに行くということで、町の事業としてはそれが事業でございますので、それで一応完了という形になりますので、さらにそこに何

かかる経費をさらに付け足すであるとか別な補助金をという考えはございませんで、国から来るお金を町のお金も継ぎ足して補助した、補助するというのが一つの事業の設計になっておりますので、この5,000万円で当該事業は完了するということでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

17ページの児童福祉費であつたり、ほかにも出てくるんですけど、2名の方が会計年度任用職員のフルタイムからパートタイムへとか、2名が、減らした保育士が2名減とか、そういうのがちょこちょこ出てきているんですけども、この辺しっかりと本人と対話しながらやっていることとは思いますが、年寄りが心配し過ぎるか分かりませんが、その辺はどうやられているのでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

ご心配いただきありがとうございます。働き方が、今、現状の職員数とかによっても、長時間働いたりとか短時間とか、いろんな働き方をその状況によって変えたりしていますので、そういう予算上の動きはあるということと、今回補正予算ということで、最終的に余るだろうというような予算については調整をさせていただいているということで、実際にそういった、今、いただいたご指摘のような心配は大丈夫だというふうに答弁をさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

20ページ道路維持費の中で、使用料の賃借料で6,200万円ほど除雪機械賃借料が補正

で上がっています。除雪費というのは、なかなか補正、補正で組むからよく分からないんですけども、この町の除雪は一体幾らぐらいかかって、これ、賃借料だと当初から分かる予算ですから、当初予算で組めばいいと思うんですけども、今年も3,000万円しか組んでいないと。どうしてこういうことをやるのかなと疑問に思うんですけど、いかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議員ご指摘のとおり、毎年このようなスタイルになってございます。今回上げさせていただきましたのは、やはり1月分の支出に影響が出るというようなことで、1月と同様の雪が降った際には、このくらいの補正額、補正予算を組まないと対応できないということから、この額になってはございます。ただ当初予算で、何で毎年このような形になっているんだというのは、それは町の事情によりますから、原課とすれば当然最低でも必要な額の予算要求はさせていただいているところではございますが、それは町の内外の事情だというようなことでご理解いただきたいと存じます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

17ページの12節産後ケア事業ですけど、これは昨年の利用実績が減少に転じたため61万3,000円の減なんですけど、1件につき幾らの単価で事業をやっているんでしょうか。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

産後ケアの単価につきましては、1泊2日ですとか、それから加算、1日型といったような加算がございまして、まず1泊2日型の産後ケアですと8万2,090円、委託料といたしまして、そうなります。あと産後の日帰りの場合には1日型で1万9,450円で1割が自己負担という形になってございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

今の産後ケア事業についてなんですが、年次推移どのくらいの推移の実績でしょうか。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

今年度につきましては1件のご利用でした。実際には、この事業につきましては必要な方に使っていただくというような内容になってございますが、対象となられる方を考えた場合に、会津坂下町の場合には、大抵皆さん近くに面倒を見ていただけるような、お世話をしていただけるような方が近くにいらっしゃったり、お一人でお過ごしになれる方というよりは、こういった施設を利用しなくても過ごされるという方のほうが、ご希望を聞くと多いような状況もございまして、医療機関を通して、お産が終わった後にこういった事業があるということも、きちんとお伝えはさせていただいているのですが、件数の利用としましては今のところ1件で、今後そういった方、必要な方に、こういったことがきちんと届くように周知のほうは努めてまいりたいと考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

20ページの商工費の中の12節委託料、集客イベント運営が77万円減額で、不採択だということですが、不採択になったことによって、今後の観光行政については何か支障とか、そういったことは起きるのかどうかお伺いします。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

この集客イベント事業につきましては、空き店舗を活用してeスポーツという事業を展開しようということで予算化をしていたわけですが、これが補助事業で採択にならなかったということで今回減額するわけですが、今後の町なかのにぎわい創出、そういった中では影響はないというふうに私は考えております。このほかにも様々な、もちろん県とか国とかの補助金も活用しながら、この重点基本方針に基づく重点区間中心にしながら町なかのにぎわい創出というものを展開していきたいというふうに考えておりますので、その辺につきましては、県の補助金とかばかりではなくて一般財源を充てながら、今後進めていきたいというような考えでおります。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第11号）」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

再開を2時10分といたします。

（午後2時01分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時10分）

次に、議案第23号「令和 7 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

6 ページですけども、保健事業費、保健指導、保健師、これ、いなくて、全額ほぼ事業費ゼロになったのを減額されているわけですけども、これ、実際保健師というのはいなくて大丈夫だったという部分なんではないでしょうか。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

国保の特別会計に予算を計上して専任の保健師ということで考えてはいたんですけども、保健師の資格を持っている方がいらっしゃらなかったと、申出がなかったということで、既存の職員で、そこは併任というか二足のわらじを履いていただいて業務を執行してきたというところでございます。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

実際には必要だから、これ、人員を当てたという部分だったというふうに思うんですけども、これ、次年度については、例えば、これ、いなかったからやっぱり来年も要らないよということになるのか、それとも来年度というか、令和 8 年度は当然入っているというふうに考えていいんですよね。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

これは保健師に限らず、同じような知識をお持ちの看護師であったり、あるいは栄養士であったり、そういった方の知見も生かしながら事業を深めて実施するようにしたいと考えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

今の補正の関係の質疑というふうに認められないかもしれないんですけど、今回の補正の中で次年度に繰り越す、3ページの一番上、子ども・子育て支援事業補助金ということでシステム改修のお金がございます。これは次年度に繰り越すよということなんですけども、先ほどはそれでいろいろありました。ただ、行政経験が豊富な方ばかりでございますので、こういった、逆にシステム改修に、それぞれにそれぞれの部署で仕事が増えてくるというふうなことになるかと思いますが、こういう事業というのに対して、どのような考えをお持ちなのか、所感がございましたら、差し支えなければお聞かせいただきたいと思います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

このシステム改修につきましては、国の制度改正に伴ってのシステム改修で国の補助が10分の10でございます。ただ議員ご指摘のように、制度改正のたびにシステム改修の経費が多く計上されておまして、全てが10分の10、国の補助というものではなくて、町が2分の1負担しなくてはいけないものとかもございます。そして、そのシステムの維持に係る経費も相当な金額となっております。これにつきましては、今後DXを進める中で、町で独自のシステムを開発して、こういった事業者にばかり依存するのではなく、こちらのほうでできるものがあれば、そういったものに取り組んだりするなどして費用を抑えるとか、そういったことも考慮していく必要があろうと考えてございます。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎ 6 番（小畑博司君）

システム改修全般では、そのとおりだなというふうに思います。ただ、国保事業で仕事をなさっている方が、この子ども・子育て支援事業の関連する仕事も、またしなくてはいけないと。また別の部署でも同じなんですけど、そういうことについては本当に合理的でもないし、現場としては、本当に何だろうなというように思うのかなと思うんですけども、その辺の素直な、ごめんなさいね、素直なという言い方はあれですけど、やっぱり行政マンとしての考えをお聞かせいただければと思いますが、町長でも、どなたでもいいです。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議員が先ほどから指摘なさっているように、国保とは必ずしもなじむものではないというふうに若干違和感は覚えるところは正直ございます。ですが、これは制度として国のほうでもいろいろ議論を重ねて、もう数年も前から実施されるということに決まっていたものでございますので、これはやむなく、こちらのほうでやらざるを得ないものだというふうに捉えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（赤城大地君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

お伺いします。5 ページの高額療養費についてですが、一般被保険者高額療養費、減額になっておりますけれども、これは高額療養費の額が上がったことによつての差が出るというような形なんでしょうか。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

これにつきましては、いろんな費用のかかる病気にかかった場合に多額の費用がかかるケースがございます。以前にも説明したこともありますが、1 回数千万円の薬であつ

たり、あるいは定期的に2か月に1回600万円くらいかかるような点滴を受けなければならないような疾病とか、そういったものもございます。そういった方がいらっしゃった場合には、その分も見込んで予算として取っておりますが、そういった方が例えばお亡くなりになったり、あるいはそういう薬剤が必要なくなった場合については減ってくるということもありますので、そういったことで費用が大きく変動する場合があるということで、今回事業費を精査したところ、このくらいの残額が出そうだということで減額しております。

◎議長（赤城大地君）

ほかございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第23号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいでしょ

うか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第5号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第5号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号・第2号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第15、総務産業建設常任委員会に付託しておりました陳情第1号「町新庁舎配置計画について、広く町民の意見を聴取し反映させるよう求める陳情書」、陳情第2号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」を一括議題といたします。

議題とした陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）（登壇）

総務産業建設常任委員会に付託されました陳情審査結果について報告いたします。

まず、陳情第1号「町新庁舎配置計画について、広く町民の意見を聴取し反映させるよう求める陳情書」について、委員会で審議した結果でございます。去る令和8年3月4日10時より北庁舎会議室において、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開催し、審議いたしました。委員会の審査結果は反対全員で、不採択とすべきものの結果であります。

意見としましては「住民の方からの貴重な意見だと思いますが、庁舎建設検討委員会など広く意見を聴く機会を設けている」、また「交差点形状を変えるということは5差路の計画。逆にこの道路の利便性を悪くするのではないか」というような意見でございました。賛成意見はございませんでした。

続きまして、陳情第2号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」についてでございます。こちらと同じく令和8年3月4日10時より北庁舎会議室において、委員6名の出席により審議いたしました。委員会の審査結果は反対全員で、不採択とすべきものの結果であります。

意見としましては、「職員を守る観点で強要などの行為はあってはならないことであるが、現段階で庁舎管理規定やハラスメントに違反するような事例は報告されておらず、調査の必要はないと考える」というような意見でございます。賛成意見はございません。

以上報告でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず陳情第1号について質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この陳情については、陳情そのものを議会において、採択、不採択ということを目的として出したやつが内容であります。一つの案として、こういったことを出した。根底にあるのは、事例として町計画案と比較検討していただきたいということで記載しております。

あと、そのほかに町民から広く意見を聴くなりして、町民参加の新庁舎になりますよう切望するというので、町の配置計画案や建築士会の配置計画試案、町民からの提案と、広く町民の意見を聴き反映させるためにも説明会を開催することが協働のまちづく

りの精神ではないかということで、いわゆる説明会を開催して十分に説明することを望みますというようなことであります。

ぜひとも町、町議会、審議会等で十分検討してくださいということで、いわゆるいろんな町民から、このほかにも出たときには真摯に検討してほしいということですが、その件については、どのように審査されたのか、お伺いいたします。

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）

委員会の中で、説明会等が必要だという話はございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に陳情第2号について、質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

この陳情は、政党機関紙の庁舎内勧誘行為がいいとか悪いとかではなくて、そういうことがあるのかないかということを調査確認するような陳情です。別に反対する理由はないと思うんですけども、どうして反対になったのか、具体的に教えてください。

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）

先ほど意見の中でも言いましたとおり、実際に現段階で庁舎管理規定やハラスメントに反するような事例は報告されておらず、調査の必要はないという意見でございます。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

現段階で、そういう実態がないというのは確認しているのでしょうか。それとも、だからこういう調査確認が必要じゃないんですかという陳情じゃないのでしょうか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

総務課長にも一応意見は委員会の中で聞きまして、実態として、そのような状況に陥っているような状況ではないというのは一応確認しております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

何がこれ問題なのかというところがよく分からないんですけども、圧力、同調圧力も含めていろいろ考えたときに、飲物の販売だったり、パンの販売だったり、庁内で行われているもの全てを考えなくちゃいけないんです。その何が問題なのかというところで、それで同調圧力ということで問題とするとすれば、様々なことがあるかと思えます。何も政党機関紙に限ったことじゃなくて。

だから、調査すべきものといったって、政党機関紙のことだけ調査したってしょうがないと思うんですよ、この意味がですよ。意味。この陳情の意味というのが、仕事に影響を与えているんじゃないかという憶測の下にやられているとすれば、あらゆるものを調査しないといけないということになろうと思います。厳格にいろんなものが全く入っていけないと、福祉関係にしても、何でも、駄目と。中にはやはり職員としても話を聞きたいけれども、そんな時間が普通は取れないからお昼休みに話を聞きたいんだとか、例えばですよ、俺、仕事をやってたからあれだけど、生命保険の話というのは、子供が生まれたから保険に入りたいだとか言って、いや、なかなか時間が取れないけれども、来てくれるんなら職場で話を聞きたいなとか、そんなことも含めていろいろあるんですよ。

このいわゆる請願というのは、特定の政党、あるいは特定の機関紙に対して、非常に嫌悪感を抱いたものがあるのかなというふうに推定せざるを得ないだけです、私は。これが問題とするところ……。

◎議長（赤城大地君）

小畑博司君に申し上げます。討論ではありませんので、委員長質疑でございますから、質疑、委員会審議の質疑をお願いいたします。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

だから、その委員会質疑の中で、この陳情の言わんとするところというのを、どういうふうにお話しされたのかお伺いしたいと思います。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

まさに今質問されたように、私も、この陳情書を表面的に捉えると、特定の政党を批判するような話になっては多分本筋を誤るだろうなということで、これはそうではなくて、職員に対するハラスメント、庁舎管理規定とか、そういったところで、無許可で販売しているような行為だとか、そういったものを含めた中での実態を把握するという調査を求めているものだよということなので、そこはご承知くださいという話と、議会として、じゃあそれで何をするのかというのを一応頭に入れて議論してくださいという、前段として、私、この2点は申し上げて議論を進めた結果として、この不採択という結果が出たということでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにごありますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ごとに行います。

まず陳情第1号について、討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

先ほども申し上げましたが、本来ですと、この陳情は、ここに採択とか、そういったことになじまないものだというふうな陳情だと思います。いわゆる町民の願いとして、こういったことをしていただくようにというふうなことの希望でありますので、これに寄り添って町も町議会も審議会等も、そういったことをよく聞く、いろいろ聞いて、聞く耳を持って、それに対していろんな十分な説明を尽くす。それが町の姿勢じゃないかと思います。ただ、ここに陳情は採決をするように取り上げられた以上は、この陳情の趣旨にのっとり、私は採択すべきものと申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号「町新庁舎配置計画について、広く町民の意見を聴取し反映させるよう求める陳情書」について採決いたします。この採決は起立をもって行います。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

念のため繰り返し申し上げます。陳情第1号に対する委員長報告は不採択ですが、採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号について、討論はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

この陳情は、新宿区とか千葉市ではこういうことがあるんだよ。だから会津坂下町はどうなんですかということを調査確認する陳情です。決していいとか悪いとかと言っているんじゃなくて、職員の皆様方がどう感じているのか調査していただきたいという陳情だと思いますので、悪いことではないと思うので、私は賛成としての討論といたしました。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」について採決いたします。この採決は起立をもって行います。

陳情第2号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

◎継続審査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第16「継続審査の申出」を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続審査の申出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議会閉会中の継続審査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので、議会閉会中もお継続審査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1、請願第1号「ICT教育推進のみでなく、子どもの健康や学力などの検討を求める請願について」。

令和8年3月11日。文教厚生常任委員会委員長、物江政博。会津坂下町議会議長、赤城大地様。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって文教厚生常任委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

暫時休議いたします。

（午後2時39分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時39分）

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第17「継続調査の申出」を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会

中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2 時40分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午後 3 時00分)

本日、五十嵐孝子君より、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「五十嵐孝子君の議員辞職について」を追加日程として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって五十嵐孝子君の議員辞職について、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程「五十嵐孝子君の議員辞職について」

◎議長（赤城大地君）

追加日程「五十嵐孝子君の議員辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐孝子君の退席を求めます。

(五十嵐孝子君 退席)

◎議長（赤城大地君）

職員に辞職願を朗読させます。

◎書記（松本 功君）

令和 8 年 3 月11日。会津坂下町議会議長、赤城大地様。

会津坂下町議会議員、五十嵐孝子。

辞職願

このたび介護の事情により議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

「五十嵐孝子君の議員の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。よって「五十嵐孝子君の議員の辞職」を許可することに決定いたしました。

五十嵐孝子君の除斥を解除いたします。

(五十嵐孝子君 着席)

◎議長（赤城大地君）

五十嵐孝子君に申し上げます。

五十嵐孝子君の議員の辞職は許可されました。

(五十嵐孝子君 退場)

◎議長（赤城大地君）

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第1回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

2月26日から本日までの14日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。本会に提出いたしました案件は、追加議案を含め23件でありましたが、条例の制定及び一部改正をはじめ一般会計並びに各特別会計の予算など全議案について原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言は町民の声でありますので、新年度早々に速やかに着手し、住民サービスの向上に努めてまいります。そして、「やっぱり“ばんげ”がいい！～住み続けたい、やりたい事があふれるまち～」を実現するため、人口減少対策、担い手の確保、公共交通対策、DXの推進を重点施策として位置づけた会津坂下町第六次振興計画後期基本計画を着実に進行してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感

謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。
ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これもちまして、令和 8 年第 1 回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。(閉会 午後 3 時 05 分)

◎書記（松本 功君）

事務局より申し上げます。

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

議運終了後、議会全員協議会を議場において開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月11日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員